

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)新
苫前風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告
について

平成28年2月5日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)新苫前風力発電事業環境影響評価方法書について、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対し環境保全の観点から勧告を行った。
勧告の内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 北海道苫前郡苫前町
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 20,000~34,000kW程度

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価方法書受理	平成27年 9月10日
住民等意見の概要受理	平成27年10月30日
北海道知事意見受理	平成28年 1月21日

問合せ先: 電力安全課 長村、長井
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称) 新苫前
風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 騒音及び超低周波音について

対象事業実施区域及びその周辺は静穏な地域であることを踏まえ、施設の稼働による騒音及び超低周波音に関しては残留音を適切に把握するとともに、周波数200ヘルツ以下の帯域について、3分の1オクターブバンド中心周波数の音圧レベルで調査、予測及び評価を行うこと。

2. 水環境について

沈砂池等の施設の構造や処理能力等から理論計算等が可能なものは、定量的に調査、予測及び評価を行うこと。

3. 風車の影について

対象事業実施区域の周辺には住宅等が多く存在することを踏まえ、施設の稼働による風車の影（シャドーフリッカー）については等時間日影図を作成した上で、十分に影響が回避、低減されているかの観点から評価すること。

4. 動物について

- (1) 動物相の調査については、土地改変や樹木の伐採を予定する場所を網羅するよう調査ルートを設定するとともに、谷状の地形についても調査ルートに含めること。特に水流が認められるなど湿潤な場所については、小型の動物が好んで利用し、両生類の繁殖の場ともなることから、可能な限り上流域まで調査すること。
- (2) ほ乳類及び昆虫類の捕獲調査については、土地改変や樹木の伐採等による影響を適切に予測するため、風力発電設備や道路の設置場所等の土地改変予定箇所など、地形や植生その他の生息基盤となる環境の特性に応じて適切な場所を選定して行うこと。また、コウモリ類の調査について、より正確な状況把握を行うため、活動期を通じて調査を行うとともに、バットディテクターによる調査は、専門家等の助言を得ながら適切な調査時期、調査地点及び日数を設定して行うこと。

- (3) 対象事業実施区域のある苫前町は、風力発電設備によるバードストライクが多発している地域であることから、地域特性を十分に把握した専門家等から助言を得ながら、苫前町及びその周辺地域における風力発電設備での飛翔行動分析及び衝突事故の発生事例を分析するなど、可能な限り地域に即した最新の知見を収集するとともに、適切な調査時期及び調査地点を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。なお、既存設備ではオジロワシの衝突が特に多く確認されていることから、オジロワシの生態を熟知した専門家にも助言を得ること。
- (4) 既存設備のバードストライクのモニタリング結果等を用い、適切な方法で衝突確率を算出するとともに、新たに設置する風力発電設備についての衝突確率を予測し、鳥類における影響の回避、低減について評価すること。
- (5) 希少猛きん類の調査は、年間を通じて実施し、当該調査を通じて営巣が確認された場合には、当該営巣について調査期間を、2 営巣期を含む1. 5 年以上に設定するとともに、特に営巣期における行動圏解析等を綿密に行うこと。

5. 植物について

植物相の調査については、土地改変や樹木の伐採を予定する場所を網羅するよう調査ルートを設定して行うこと。

6. 生態系について

- (1) 生態系の調査、予測及び評価に当たっては、集水域などの地形単位や植生、土地利用等のまとまりを考慮して調査範囲を設定し、基盤環境と生物群集との関係を把握するとともに、事業の実施による環境変化が注目種・群集へ及ぼす影響を、客観的かつ具体的に予測及び評価を行うこと。
- (2) 注目種・群集の選定に当たっては、風力発電の事業特性による環境の変化により生息・生育及び繁殖等への影響を受けやすい種・群集であって、対象事業実施区域及びその周辺地域の種の多様性を維持する上で重要と考えられる地形、植生等に依存しているものを選定すること。
- (3) 注目種・群集の分布及び生息・生育環境、好適性区分面積、現存量等の変化の推定に当たっては、現況を十分に再現できるとともに、注釈や図解等により分かりやすく表現できる科学的手法を用いること。

7. 景観について

- (1) 季節による景観の変化を踏まえた上で、風力発電設備が視認しやすい天候時のフォトモンタージュ等を作成するとともに、本事業の実施前後での視認状況を比較して、客観的かつ科学的な予測及び評価を行うこと。
- (2) フォトモンタージュ等は、人間の視野特性に近い水平画角60度程度で作成し、主要な眺望点からの眺望景観及び身近な景観への影響について、予測及び評価を行うこと。

8. 廃棄物等について

工事の実施に伴い発生する廃棄物及び残土は、排出方法及び処理方法等を明らかにした上で、排出量について適切に調査、予測及び評価を行うこと。

9. 累積的影響について

対象事業実施区域及びその周辺では、他事業者による風力発電設備が存在するほか、新たに風力発電事業が計画されていることから、これらの累積的影響について、専門家等の意見を踏まえ、影響が最大となると想定される条件において、予測及び評価を行うこと。また、本事業の「更新」期間中において、新たに設置する風力発電設備と既存設備が同時期に存在または稼働する可能性がある場合には、工事工程を明らかにした上で、これらの累積的影響についても、専門家等の意見を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。